

上代・中古における「具」字の動詞の用字法

——漢字受容史の観点から——

柚 木 靖 史

はじめに

上代の漢字資料としては、木簡や金石文等が存するが、これらの資料は文字数が少なく、文字の用法を考察する資料にはなりにくい。まとまった文字量を得られる上代資料としては、『古事記』『日本書紀』『万葉集』が挙げられる。これらの文献は、漢字が本邦にもたらされてから、成立年代がかなり下るが、漢字使用の初期段階における、漢字の用字法を詳しく見ていくには、有効な資料であろう。したがって、これらの文献を対象とした漢字の用字法の研究、あるいは文体研究に関して、多数の先行研究があるが、中国からの漢字の受容という視座から論じられたものは、多くはない。^①中国からの漢字受容を考察するにあたっては、上代文献に使われた漢字の用法を総体として見ていく方法と、漢字個別にその用法を見ていく方

法とがあるのが、本稿では後者の方法を探る。漢字総体で研究する場合には、対象文献における漢字の用法の特質を考察するための有効な手段といえるが、どうしても分量上、考察において捨象しなければならないことも多くなる。漢字受容という観点から漢字の用法を考える場合、個々の漢字によって、受容のあり方が異なることが予想されるので、まずは、漢字ごとの詳細な検討を積み重ね、最終的に漢字受容の特質について総合的、俯瞰的にまとめるという必要があるであろう。

さて、本稿で取り上げる漢字は、「具」である。『色葉字類抄』では、「具」に対して、動詞としては「ソナハ」という読みが掲載される。^②また、鎌倉時代に改編された字書ではあるが、「観智院本類聚名義抄」では、「ソナフ、ミナ、ミル、マウク、ワキマウ、トモニ、ツブサニ、ツマビラカニ」(佛下末 25・5)「ソナハル」(佛中 78・3)の

ように、複数の和訓が記載される。これらの「具」の読みは、副詞と動詞に大別される。これは、「具」の字義が多義であり、本文を訓読する際に、「具」の字義に基づいて、副詞の位置に立つか、あるいは動詞の位置に立つといった構文上の違いに基づき、さらには、「具」の字義に応じて、さまざまに読み分けられた結果を示している。⁽³⁾この「具」の副詞的意味と動詞的意味のうち、本稿では、動詞の意味で使われた「具」を取り上げる。これは、漢語サ変動詞成立についての考察が、本稿の筆者の関心事であり、本稿も、その一環として位置付けている。

動詞的意味で使われた「具」が、上代において、どのような和語動詞を表記していたかということについては、上代文献の『古事記』『日本書紀』『万葉集』の、当時の読みを記した訓点資料がないため、定かではない。候補としては、『色葉字類抄』や『類聚名義抄』の「具」の読みからして、「ソナフ、ミル、マウク、ワキマウ」が挙げられるが、このうち上代文献で使われた用例1のような「具」の意味から考えて、「ミル」「ワキマウ」は、該当しないので除くべきであろう。したがって、他動詞としては「ソナフ」「マウク」、自動詞としては「ソナハル」が候補となろう。ただし、上代の文献には、自動詞として

使われた「具」は、見出せない。なお、中古後期になると、「グス」という漢語サ変動詞が成立するが、上代にはまだ、成立していなかったと見るべきであろう。

1 即於内率入而、美智皮之暈敷八重、亦純暈八重敷其上、坐其上而、具百取机代物、為御饗、即令婚其女豊玉毘売。
(138頁10行目)

小林芳規博士は、『古事記』の漢字の用字法について、訓漢字という考え方を提示された。⁽⁴⁾「古事記音訓表」⁽⁵⁾よれば、「具」は、「そなふ そふ* つぶさに グ(音仮名)」とある。*が付された「そふ」は「例数が少なく稀用と考えられる」ことを示す。ただし、音訓表の本文とする思想大系本の動詞「具」は、すべて「ソナフ」の例で、「具」を「そふ」と読む例が認められないから、この*の注記の意味については定かではない。

なお、訓点資料の「具」が実際にどのように読まれているかを概観するために、『訓点語彙集成』⁽⁶⁾を通覧すると、「具」に対する動詞の訓としては、「ソナフ」「ソナハル」「グス」を見るのみである。

さて、「具」は、動詞としては、まず、「ソナフ」「ソナ

「ハル」といった和語を漢字で書き表すために受容されたと考えられるが、それからなぜ、「グス」という読みが生まれたのであろうか。ただ、これを、解明するためには、訓点資料における「具」の読み、国語文における「具す」の意味用法を、通時的に考えていく必要があるが、この点に関しては、別に稿を改めて述べたい。本稿は、その一階梯として、まずは、「具」の字義に焦点を当て、本邦の上代から中古にかけての「具」の字義の移り変わり、中国文献における「具」の意味との比較を行い、本邦における「具」の受容について見ていくものである。ただ、「具」の意味と「具」の読みとは、当然のことながら関わりが密なので、その点は、ところどころ本稿のなかでも触れる。

一 上代における「具」の意味

一 ― 『古事記』の「具」

まず、『古事記』の「具」の意味について見ていく。『古事記』には、以下の四例が見出された。いずれも他動詞である。自動詞の例は、見出せない。

1 爾大氣都比売、自鼻口及尻、種種味物取出而、種種

作具而進時、速須佐之男命、立伺其態、為穢汚而奉進、乃殺其大宜津比売神（84頁3行目）

2 即於内率入而、美智皮之疊敷八重、亦純疊八重敷其上、坐其上而、具百取机代物、為御饗、即令婚其女豊玉毘売。（138頁10行目）

3 於是息長帶日売命。於倭還上之時、因疑人心、一具喪船、御子戴其喪船、先令言漏之御子既崩。（232頁9行目）

4 故、聞驚以兵伏河辺、亦其山之上、張絶垣立帷幕、詐以舍人為王、露坐吳床、百官恭敬往來之状、既如王子之坐所而、更為其兄王渡河之時、具飭船楫者、春佐那此二字以音葛之根、取其汁滑而、塗其船中之簀椅、設踏応仆而、其王子者、服布衣禪、既為賤人之形、執楫立船。（250頁6行目）

1の例の「具」の主体は「大氣都比売」で、対象は「種種味物」である。大系では「具」を「ソナフ」と読んでいる。「具」の意味としては、「揃える」という意味であろう。神々が大氣都比売に食べ物を求めたので、食べ物を作って、必要な食べ物を揃えて速須佐之男命に献上したのである。

2の例の「具」の主体は海神で、対象は「百取机代物」である。大系では「具」を「ソナフ」と読んでいる。「具」の意味としては、これも「揃える」であろう。海神は、虚空津日高を迎え入れるために、多くの必要な供え物を揃えたのである。

3の例の「具」の主体は「息長帯日売命」で、対象は「喪船」である。ここでも、大系では「具」を「ソナフ」と読んでいる。「具」の意味としては、これも「揃える」という意味であろう。息長帯日売命は、人心を確かめるために、喪船を揃え、神功皇后の御子が死んだと人々に思わせたのである。4の例の「具」の主体は「宇遅能和紀郎子」で、対象は「船撒」である。大系では「具」を「ソナフ」と読んでいる。「具」の意味としては、これも「揃える」という意味であろう。宇遅能和紀郎子は、大山守命を謀るために、弟皇子が乗っているように見せかけ、船を揃えたのである。

以上のように、これらの「具」は全て「揃える」という同じ意味として解釈されるが、「具」の対象としては、これから事を行う前に必要な物という共通点が認められる。

一―二 『日本書紀』の「具」

次に、『日本書紀』の「具」の意味について見ていく。『日本書紀』には、他動詞の例が一例見出された。

1 因以隨鳥詣到而告之曰、吾兄兄磯城聞天神子來、則聚八十梟帥、具兵甲、將與決戰。(一卷 220頁4行目)

1の例の主体は「兄磯城」で、対象は「兵甲」である。「具」の意味は、「揃える」という意味である。兄磯城が天皇に謀反を企て、事前に兵や武器を揃えたという内容である。

以上、『日本書紀』の「具」の例を見てきたが、「具」字単独で使われた例については、『古事記』と同様、「揃える」という意味であり、『古事記』との意味の違いは認められない。

一―三 その他の上代文獻

上代の作品のうち、『万葉集』⁹⁾には、「具」を動詞として使った例は認められない。『風土記』¹⁰⁾には、次の一例が存在する。

1 近側居人 每甚辛苦 具狀請朝（86頁1行目 久慈郡）

右の例の「具」を、大系本では「ノブ」と読み、「状」を「アリサマ」と読んでいる。先の『類聚名義抄』等の記述によると、「具」を「ノブ」と読む根拠は見出し難い。私見としては、ここも、『古事記』『日本書紀』と同じように「ソナフ」と読み、「具」は、「揃える」という意味であると解したい。「書状を揃えて朝廷に申し上げる」という内容であろう。

二 古文書の「具」

二一 上代の古文書

ここでは、上代の古文書に見られる、動詞の「具」について見ていく。したがって、「具注」「具祿」で表されるような、副詞（「ツブサニ」）の例や、「一具」のような助数詞の例、「衣具」「絵具」のような名詞の構成要素をなす例は、対象としない。

上代の古文書に、動詞として使われた「具」で、最も多いのは、有様・様子を表す名詞を対象とする他動詞の例である。このうち、最も多いのは、「具状」「具事状」

の例で、『風土記』にも見られるように、「書状を揃える」という意味であろう。「具」の読み方は不明であるが、おそらくは、ここでも「ソナフ」と読んだのであろう。時代が下ると、「具す」のように、サ変動詞で読んだ可能性があるが、上代では、漢語サ変動詞「具す」は、まだ成立していないと見ておきたい。

以下、用例を示しながら、「具」の意味について検討する。なお、用例の検索は、東京大学史料編纂所データベース^①を利用した。検索の対象としたのは、古文書フルテキストデータベースと、奈良時代古文書フルテキストデータベースである。また、以下に示す本文は、同データベースにもとづき、実際に各出典文献により確認した。よって、本文の表記や所在は、各出典文献による。傍線は私に付した。

1 以前、依宣旨勘定、且附舍人粟田人麻呂、進上如件、但田畠者、細子勘作、追将進上、今具状以解（越前国使等解并造東大寺司返牒案 天平宝字元年 東南院文書 文書番号503 卷2/158頁）

2 上件墾田、永売寺家、欲足損物者、依三綱解状、檢領已訖、乞察此趣、依田畠籍勘定、欲得券文、仍注事状、

付僧慶浄者、今依牒旨立券如件、便付廻使僧慶浄、具状、以牒（因幡国司牒 天平神護元年 文書番号 566 東南院文書 卷2 / 418頁）

3 以前、溝所請如件、仍注具状申送、謹解。（越前国坂井郡溝江庄所使解案 天平神護二年 文書番号 526 東南院文書 卷2 / 255頁）

4 右墾田、売進於東大寺既畢、仍注具状。立券文。（伊何我部広麻呂解案 天平神護三年 文書番号 520 東南院文書 卷2 / 249頁）

1は、田畑の勘定収納帳などを、舎人に附けて進上するが、田図については、追って進上するつもりであるという内容である。ここでの「具状」とは、「田畑の勘定収納帳などの書状を揃える」という意味であろう。2は、墾田の売買について、書状を揃え、それらを僧慶浄に託し進上するという意味であろう。3は、坂井郡溝江庄の溝所を掘ることについて、書状を揃えて役所に進上するという内容である。4は、墾田を東大寺に売るために、書状を揃えて進上したという内容である。

以上のように、「具状」と表わされた「具」の意味は、すべて「揃える」という意味であると解される。

また、上代の古文書には、「具状」のほか、「具訴状」「具録状」「具事状」「具申状」「具注状」のように、「状」を対象とする例が認められる。これらの「具」もみな、「揃える」という意味であると解される。

さらには、次のように、書状の末尾に「不具謹状」「不具宣状」の形で使用し、全てをつまびらかに書けなかったことを詫びるという使い方も認められる。書状の体裁が整っていないことを詫びる表現であるが、ここでの「具」にも、「揃える」という意味を認めてよいであろう。内容を十分に揃えていない体裁のまま、書状を閉じることが詫びるのである。

5 右件経、今欲奉写、不蒙恩沢不能也、何者経師清好、皆在寺家、是以所望如之、儻垂恩沢、幸々甚々、子細之事、即在使口、不具、謹状。（坤宮下官葛木戸主状 天平宝字二年 大日本古文書（編年文書）14 / 63）

6 右、公足所願儻有庇、答垂芳处分、令向彼所、但恐不有庇歟、世間煩事属請也、不勝思情、不伺時節、濫致書御座下、不具謹状。（大隈公足状 天平宝字八年 大日本古文書（編年文書）16 / 553）

7 右、御書料也、即付廻信、不具宣状。（大原魚次状

宝龜二年 大日本古文書（編年文書） 8 / 207

8 右、以今日、官召人名注烈、諸人云、明日召與者、若垂大恩、預此類賜、一生喜何有、今不勝望憑犯輒貴、無功憑望古人所厭、雖然尊公垂愁、今以狀、恐懼謹頓首、罪々々、謹狀、不具。（上昨麻呂狀 宝龜年間 大日本古文書（編年文書） 16 / 553）

このように、上代の古文書における「具」には、「揃える」の意味で使われた例が認められる。この点で、上代の歴史書である『古事記』『日本書記』の「具」の意味と同じである。ただし、「具状」という表記で「揃える」という意味を表したり、書状の末尾に「不具、謹状」と表記して、書状の体裁が揃わないことを詫げる表現は、古文書特有の表現であろう。『風土記』にみられる「具状」も、このような古文書の表現が取り入れられた例であろう。これらの「具」の現れ方の偏りは、ジャンルによる内容の異なりを反映したものであって、「具」の意味の違いを示す事象とはいえない。

二―二 中古の古文書

この期にも、「具状」の形で、「揃える」という意味を

表す「具」の例が、上代に引き続き、認められる。

1 監主之司。避虚納以失火。自今以後。不問神災人火。宜令当时国司郡司及稅長等。一物已上。依数填納。訖即具状申上。（応早作土屋及被焼損官・稻填納事 延暦五年 新訂増補国史大系 卷26 / 30頁）

2 依令。近江大津宮庚午年籍不除。而今無有其籍。仍去弘仁二年具状言上。即依太政官同年七月四日符。就民部省令写之。而依無庚午籍。僅写辛未籍。辛未同年。（太政官符 応以辛未年籍為庚午年籍事 弘仁十一年 新訂増補国史大系 卷25 / 536頁）

3 百姓苦彼凶毒。静言流弊。情切納隍。宜仰有司。嚴加督察。搜訊錄閭里。

隨獲且進。莫作留連。縱令村邑之中結党遊食。及贓狀不露。景迹可疑者。捕身問訊。詳尽情理。得寔之日具状申送。事緣論言。不得疎略。（太政官符 応搜捕盜賊事 承和七年 新訂増補国史大系 卷25 / 640頁）

4 件田宜依大貳從四位下清原真人長田申請令營者。宜始自來年。准弘仁十四年三月十一日符行之者。今准件符。只指田数及獲稻用途。非謂年限、□於四年。但有不堪營田国者。具状申請。（齊衡二年 太政官符 応依例佃

1は、人の過失による火災によって、穀物の納税が減っているので、土屋を建て、穀物を人災天災から守るように、書状を揃えて申し上げたという意味である。2は、庚午の年籍が無いことにより、辛未の年の年籍でもって、これに換えるということをし、書状を揃えて定めたという意味である。3は、盗賊の探索捕縛について、書状を揃えて申し送ったという意味である。4は、営田の年限を延長することを書状を揃えて申請したという意味である。このように、これら「具状」の「具」は、すべて「揃える」という意味を表していると考えられる。

また、上代と同じように、手紙の体裁の不備を詫びる「不具」の例も認められる。

5 随仰重可令申左右候者也、諸事不具、謹言（捕二八五
法眼寛慶書状 寛治七年 文書番号 6285 青蓮院所藏諸菩
薩釈義裏文書 11 / 286）、

6 所勞之間、他事不具、謹言（二八五二 越前国牛原
庄節器支配符案 保元元年 興福寺別当次第裏文書

6 / 2352

7 至于正文、社方有中、仍令下遣候畢、諸事不具、以
上（三四六 左大辨藤原懷忠書状 正暦二年 第2冊
489頁）

8 猶恨周旋不返、令勒廻便、不具謹状（捕二六四 藤
原道長書状 長和四年 第11冊274頁）

またこの期にも、次のように、「具状」のような特定の
表現を採らない「具」の例も認められる。これらの「具」
の意味も、「揃える」という意味であろう。

9 早速奉請、若有零落、請具經耳（太政官符 延暦廿三
年 東大東南204 1 / 238）

10 一備前国二通壘田百町頗不具文也、仍不委注之、一
相模国二通、依不具不能委注之。（大治五年 文書番号

2156 百卷本東大寺文書七号 5 / 185）

11 玉瀧柚官符 并施入帳 第四卷可具之（天徳三年
東大東南 文書番号477 2 / 10）

9は、一切経に脱落の卷があれば、経を揃えることを
請うという内容である。ここでの「具」は、単独字で動
詞として使われ、「揃える」の意味で使用されていると考

えられる。10は、備前国の書類や、相模国の書類を、揃えていないために、詳しく記すことができないという内容である。ここでの「具」も、「揃える」という意味であろう。11は、太政官符の第四巻が揃っていないので、「揃えよ」という内容である。

また、中古には、「具足」という表記の動詞が多く認められるようになる。

12 吾聞、西方有聖人焉、其教以清淨無為本、不染不著為妙、其化人也、具足功德（四三一） 延暦二十四年
僧最澄將來目錄 延曆寺文書 第8冊³²²⁸頁

13 右、件田者、東大寺春日御庄田内、字西門田、先祖相伝次、無他妨領掌年久、而僧慶観行仁、依有要用、限直米肆石斗細布十盧八細布一段、東大寺寺僧僧浄能行人、具足本券、永常地壳渡事既畢（一七八三） 天永三年 僧慶観田地壳券 高橋義彦氏所藏東大寺文書
第4冊¹⁶¹⁰頁

14 右盛平、身者雖次男、依定嫡子、在国司職并右松村田島、具足代代公驗、所讓与実也（二六一） 日下部盛讓状写 第6冊²²³⁸頁

これらの「具足」は、「具足す」と、漢語サ変動詞として読まれたものと推測される。『枕草子』や『今昔物語集』、『平家物語』にも、「具足す」の例が見られる。訓点資料にも、高山寺本大毘盧遮那成仏経疏永保二年点に「具足せり」と読んだ例が見られる。12の例は、「聖人」という有情物を主体とし、「功德」という抽象的概念を対象としている。意味は、「十分に備える」と解される。13、14の「具足」は、人を主体とし、本券などの書類を対象とする。意味は、「十分に揃える」の意味である。12の「具足」は、「十分に備える」という意味で、人が才能といった属性を十分に身につけていることを表現し、13、14の「具足」は、「十分に揃える」という意味で、人が、官に訴えるために必要な書類等の非情物を揃えることを表現しており、抽象的概念を対象にする場合は、「十分に備える」という意味になり、具体的事物を対象とする場合は、「十分に揃える」という意味になる。中国での「具足」は、12の例のような、才能などの抽象的概念を対象に取るようである。12の例は、仏教書であり、13、14は、古文書である。12の仏教書の「具足」は、中国の「具足」の意味に沿うものであるかもしれない。今後の課題としたい。

さらに、「具足」は、十二世紀になると、接頭辞「相」

を付して、「相具足」のように書き表わす例も見られるようになる。

- 15 右件田畠等者、紀元延次第□相伝領也、全无他妨、仍紀元延、本券相具足、永渡与寿王丸既畢（三一五六永曆二年 紀元延田畠処分状 東大寺文書十七卷 202 第7冊 2534頁）
- 16 右、件田地者、僧良仁相伝領掌処也。然を御米貳斛玖斗參升院主御房政所件田令進上、為後日沙汰、本券相具足シテ、放新券状、如件。（三三三一二 長寛二年 僧良仁田地避文 第7冊 2631頁）
- 17 而僧円賀公驗文書相具足□テ、清原姉子 渡了（三四〇六 仁安二年 僧国賀畠渡状 尊經閣所藏文書 第7冊 2680頁）
- 18 而依有直要用、限永年作手僧辦実売與畢。仍本公驗相具足、為備後代証文、放券文之状（嘉応二年 三五六二 橘姉子田地売券 東大寺文書四ノ七十七 第7冊 2771頁）
- 19 右、以去十八日午時、自田仲庄、能清舎弟并長明等、千万軍兵相具足シテ、荒川ニ 打入テ庄内ヲ焼失、或殺害、或負手候了。（捕三九七 養和二年 紀伊荒河庄百

姓等解高野山文書又続宝簡集八十五 第11冊 341頁）

- 20 右、件田地者、正福法師之年来主公自了仏房之御手最後給仕故、永代ニ処分賜処也。而依有要用、于源守友本券相具足シテ、本納米肆斛永代ニ沽却了。（四一一五 寿永二年 正福法師田地売券 第8冊 3107頁）
- 21 右、件田地元者、興福寺住僧印教之先師相伝領掌之田地也。而年来所従五福法師本券相具足、永代処分與既了。（四〇九〇 寿永二年 相印教田地処分状 第8冊 3096頁）
- これらの「相具足」は、用例 16・19 に「シテ」とあることから、「アヒゲソクシテ」と漢語サ変動詞で読むと考えられる。15、16、17、18、20、21 の「相具足」は、人を主体とし、本券の書状を対象とする。「相」は、複数の書状と一緒にまとめるという意味を付与したものである。これらの「相具足」は、「十分に揃える」という意味である。19 の「相具足」は、主体が人で、対象は「千万軍兵」という、人である。この「相具足」の意味は、「いっしょに引き連れる」である。「引き連れる」という意味は、中国の「具足」には本来、無かった意味で、これも「相具足」の形で表される。また、「相具足」には、先の 12 の

例の「具足」のように、功德のような抽象的概念を対象とする例はみられない。「相具足」は、人を主体とし、本券のような具体的事物を対象とする場合には「十分に揃える」という意味を表し、家来のような有情物を対象とする場合には、「引き連れる」という意味を表す。

また、次のように、「相共具足」の例も見られる。このような例から、「相」は、「複数の対象をいっしょに」という意味を付与しているものと考えられる。

22 渡進実正明白也、但本券新券相共具足渡進也、仍為後日沙汰、(三八九九 治承三年 東大寺文書四ノ六 第8冊298頁)

この例は、「本券」と「新券」を「いっしょに十分に揃えて」という意味である。

さて、平安時代後期になって、特徴的なことは、「相具」の形で使われる「具」の例が増えることである。

23 所請如件、抑随国符之旨、同日夕部、相具官使山重成・紀安武并大判官 代正助等、罷向件黑田村庄屋之後(八四 天喜元年 官宣旨集 東大寺文書之五 第

5冊/190頁)

24 近則去嘉承三年、国司依備有加納、相具寺使国使并調度文書、遣左史生則定等、被令裁定四至之日、打勝示如旧、敢不相違。(五五六 鳥羽天皇宣旨集 永久五年 東大東南 第2冊/368頁)

25 是則守清家・孝言・祐俊等之任、弁濟二斗米并准米代以凡絹一疋充五斗之証文也、件等証文相具孝清朝臣之任中官物結解、□留官底。(二五八 黒田柚司等解 保安五年 東大図未 第12冊/90頁)

26 別当法眼任清依召參鳥羽殿院、可放生会神馬三疋相具之下向(一四九 石清水文書之五 宮寺縁事抄 放生会前後事 大治四年 石清付7 第5冊/298頁)

27 両宰相、并自京所相具寛実真慶等帰京。(二〇〇 久安四年 又統宝簡集三十 至同六年高野又統 第4冊/453頁)

28 彼檢注之時、不相具寺家使シテ、国使許令 檢注者。(三〇五 伊賀在庁官人等解案 東大図未 第12冊/11頁)

29 右、件敷地田畠家地者、為上座大法師円尊所領、年来敢無他妨、仍本券等相具、讓与息男僧尊珍之处也。(三六四 東大寺上座円尊家地田畠処分状 永曆元年

30 而能寿依為 年来弟子、相具請文、永讓渡 于彼能
 寿狀如件。(二四) 僧惠尋田地讓狀 仁安二年 東大別
 集 第1冊／98頁

23は、黒田庄の領地を安堵するために、左弁官が官使
 官使山重成・紀安武并大判官代正助等を引き連れて、黒
 田庄へ向かうという内容である。ここでの「相具」の主
 体は左弁官で、対象は官使等である。「相具」の意味は、
 「引き連れる」という意味である。24は、国房によって侵
 された庄の境界を、国司が寺使国使并調度文書、遣左史
 生則定等を携え、あるいは引き連れて裁定に及び、境界
 を旧にもどしたという内容である。ここでの「相具」の
 主体は国司で、対象は、寺使や国使遣、さらには左史生
 則定といった有情物と、調度文書という具体的事物であ
 る。このことから、「相具」が、有情物と具体的事物とを
 同時にとることができたことを表し、両者の場合、「相具」
 は同じ意味として考えられる。すなわち、寺使などの有
 情物を対象に取る場合は「引き連れる」の意味、文書な
 どの具体的事物を対象に取る場合には「揃える」という
 意味といったように、別の意味で考えるのではなく、両

者の意味を、「対象が有情物であれ具体的事物であれ、主
 体が必要とする物を揃える」という意味で解することが
 できることをこの例は示している。25は、興福寺の修造
 のために二斗米を、国に献上するという内容である。「相
 具」の主体は国司で、対象は孝清朝臣の官物結解の書類
 である。「弁済二斗米并准米代以凡絹一疋充五斗之証文」
 といった「件等証文」に加えて、「孝清朝臣之任中官物結
 解」の書類を「揃える」という意味である。26は、別当
 任清が鳥羽院の召しによって、放生会の神馬三疋を引き
 連れて参上したという内容である。「相具」の主体は、任
 清で、対象は神馬三疋である。ここでの「相具」の意味は、
 対象が有情物なので、「引き連れる」という意味であるが、
 本義としては、「主体が必要とする物を揃える」という意
 味であることは、用例24で記したとおりである。27の「相
 具」の主体は、「両宰相と自京所」で、対象は「寛実真慶
 等」である。対象が有情物の例で、意味は「引き連れる」
 となる。28の「相具」の主体は官人で、対象は「寺家使」
 である。これも対象が有情物の例で、意味は「引き連れ
 る」となる。29の「相具」の主体は円尊で、対象は「本
 券等」である。所有する田畠を息男の尊珍に譲る内容の
 文書である。ここでの「相具」の意味は「揃える」であ

る。30の「相具」の主体は恵尋で、対象は「請文」である。「相具」の意味は、対象が具体的事物なので、「揃える」である。僧恵尋が、書類を揃えて、田地を弟子に譲渡する内容の文書である。

このように、「相具」は、具体的事物も有情物も対象に取ることができ、具体的事物を対象とする場合は「揃える」の意味を示し、有情物の場合は「引き連れる」という意味を示す。ただし、両者、別の意味を示すというよりは、「主体が必要なものを揃える」という意味で、両者の意味をまとめることができる。上代の「具」も「揃える」という意味であるが、「相具」も、本質的には同じ意味である。ただし、ここで注意したいのは、「具」単独の動詞例には、有情物を対象に取る例、すなわち「引き連れる」という意味が見られないという点である。さらには、上代の「具」が「ソナフ」という和語を書き表しており、「相具」は「具す」という漢語サ変動詞を書き表しているという違いも、注意しなければならぬ。「揃える」という意味に「引き連れる」という意味が加わることと、「具」が漢語サ変動詞を書き表すようになったこととは、関連していると考えられる。

なお、「相具」がサ変動詞として読まれたことは、次の

例から知られる。

31 請被殊任先判旨裁定、三田郷并別符重行田嶋公驗相

具_シ天嫡男守遠讓与子細状（八五四 安芸国高田郡司解

天喜五年 嚴島神社文書 第3冊／917頁）

31の例は、藤原守頼が、田嶋を嫡男に譲り渡すという内容である。「相具す」の主体は守頼で、対象は田嶋の公驗、すなわち書類である。ここでの「相具す」の意味は、「揃える」である。

なお、『今昔物語集』を中心にした「相具ス」については、青木（2007）で、『今昔物語集』の文体という観点から、詳しく論じられている¹²。その中で青木氏は、「アヒグス（相具）」は、平安時代の日本漢文において成立し、平安時代末期には仮名（交じり）文にも用いられるようになった語であろうと推定される」とある。稿者も、この意見に賛成である。奈良時代には、やはり「相具」は見られず、平安時代後期、十世紀に、古記録、古文書に用例が見え始め、その後十一世紀に入り、多くの用例を見るようになる。

さらに古記録は、「取具」の例も見られる。

32 置火舎之、政所取具也（八七五 東大寺有司寺倉出

納日記 永曆元年 東大寺文書之九 第9冊／174頁）

33 召參議頼定仰硯事、頼定執硯進大臣、初仰左大弁道
方、々々取具硯之 間、被仰頼定、（長和二年九月

一六日 小右記 第3冊／161頁）

34 入定文於覽筥、江中納言奉左府、左府見了返給史、

史取具硯筥退出了、（康和五年十二月十三日 中右記
第5冊／93頁）

35 宇佐使行家朝臣、依被告左大弁、件使進就膝突、定

俊宣命二通結緒解去之後、不加奏而取具、一度給於使、
給了退出了（寛治四年十二月十四日 後二条師通記
第2冊／44頁）

32は、「火舎」を、政所が取り揃えたという内容である。

「取具」の主体は政所で、対象は「火舎」という具体的事物である。ここでの「取具」の意味は、「取り揃える」である。33は、参議頼定が左大弁に硯の準備を命じる内容である。「取具」の主体は左弁道方で、対象は硯である。「取具」の意味は、「取り揃える」である。34は、左府が史に、文書が入った硯筥を渡し、史はそれを取り揃えて退出するという内容である。「取具」の主体は史で、対象

は硯筥である。この「取具」の意味も、「取り揃える」である。35は、定俊が宣命の入った筥の緒を解き、奏上せずに使に渡して退出したという内容である。「取具」の主体は定俊で、対象は筥である。ここでの「取具」も、「取り揃える」という意味である。

二一三 本邦における「具」の用字法の変遷

ここで、上代から中古にかけての、古記録や古文書の「具」の用字法について、その変遷を、概略する。

まず、上代の『古事記』『日本書紀』の「具」は、「揃える」という意味を表した、おそらくは、この時期は、未だ漢語サ変動詞は成立しておらず、和語動詞「ソナフ」を書き表したと考えられる。中古になっても、「揃える」という意味を表す「具」は、引きつづき使われる。中古になると、「具足す」という漢語サ変動詞の使用例が多くなる。「具足す」の意味は「十分に揃える」であると考えられる。「具（ソナフ）」と類義の意味を表す漢語として使用されている。中古後期の十一世紀頃になると、「具」に接頭辞「相」を付した「相具」が、多用される。「相具」は、「アヒグス」と漢語サ変動詞を表記したと考えられる。「アヒグス」は、具体的事物を対象に取る場合には「揃える」

の意味を表し、有情物を対象に取る場合には「引き連れる」の意味を表す。このうち、「引き連れる」の意味は、「具」単独の動詞では見られなかった。「相具」は、目的を達成するために必要な要素を集め整えるという意味で、具体的事物を「揃える」場合にも、有情物を「引き連れる」場合にも、「相具」で表現することが可能である。「具す」については、「相具」の類義語として「取具」も使われている。「取具」とは、「取つてきて、その場に揃える」という意味であると考えられる。なお、「取具」は、有情物を対象に取らない。

以上、「具」「相具」「取具」について、上代、中古の使われ方を概観してきた。ここで、大きな変化は、「具」が、中古では、「ソナフ」という和語を表記していたのに対して、中古では、「相具」「取具」の形で「グス」という漢語サ変動詞を表記するようになったということである。新語「具す」は、和語動詞「具」とは意味も異なる。有情物を対象とする場合の「引き連れる」は、漢語サ変動詞のみが有する意味である。

では、漢語サ変動詞「具す」は、いつごろ、どのような形で生まれたのであろうか。このことについては、当然、考えなければならぬところであるが、訓点資料におけ

る「具」字の読法に関することも含めて、別稿にて考えてみたい。「具す」の成立についての問題は、ひとまず、脇へ置かせていただいて、次節では、中国の「具」の意味用法と、本邦における上代、中古の「具」の意味用法について、比較検討しておきたい。

三 中国文献における「具」の意味

ここでは、上代にはすでに本邦に伝わっていたと考えられる、日本国現在書目録に掲載されている、『史記』『漢書』『文選』を対象に、「具」の意味を検討する。

三一― 史書『史記』『漢書』の「具」

三一― 『史記』の「具」

まず、他動詞の「具」の例を挙げる。テキストは、『新釈漢文大系』による。

1 西登空桐、幸甘泉、令祠官寛舒等具泰一祠壇。(一)

孝武本紀 七一八頁2行目)

2 今又得韓之名都一而具甲。(四 韓世家 七二八頁3行目)

3 古者諸侯出疆、必具官以從。請具左右司馬。(四 孔

子世家 八一八頁5～6行)

4 齊王以為然、乃益具車、送琅邪王。(四 齊悼惠王 九八〇頁7行目)

5 願沛公且留壁 使人先行受五万人具食。(四 留相国 世家 一〇四五頁2行目)

6 高帝豫具武士、見信至。(四 陳丞相世家 一〇八九 頁1行目)

7 令史官扱吉日、具礼儀上、御史奏輿地圖。(世家下 一一八七頁2行目 山王世家第三十)

8 秦王以為然、乃具革車三十乘、入儀之梁。(列伝一 三五〇頁10行目 張儀列伝卷十)

1の「具」の主体は「祠官寛舒」で、対象は「秦一祠壇」である。ここでの「具」は、「揃える」という意味である。2の「具」の主体は「秦」で、対象は武具である。ここでの「具」も、「揃える」という意味である。3の二つの「具」の主体はいずれも「諸侯」で、対象は「左右司馬」、すなわち文武の官である。ここでの「具」も、「揃える」という意味である。4の「具」の主体は「齊王」で、対象は「車」である。ここでの「具」も、「揃える」という意味である。5の「具」の主体は「役人たち」で、対象

は「五万人の食事」である。ここでの「具」も、「揃える」という意味である。6の「具」の主体は「高帝」で、対象は「武士」である。ここでの「具」も、「揃える」という意味である。高帝は、戦いに備えて、あらかじめ、武士を準備し整えていたのである。7の「具」の主体は史官で、対象は「礼儀」である。ここでの「具」も、「揃える」という意味である。8の「具」の主体は秦王で、対象は革車三十乗である。ここでの「具」も、「揃える」という意味である。

これらの主体をみると、1の「祠官寛舒」、3の「諸侯」等、人という有情物である。2の「秦」は国であるが、「揃える」行為を行ったのは、人であると考えてよい。対象は、1の「秦一祠壇」のように具体的事物もあれば、3の「諸侯」のように有情物もある。主体と対象の関係は、1の「祠官寛舒」と「秦一祠壇」、2の「秦」と「甲」、3の「諸侯」と「左右司馬」のように、主体の職務と関わりの深いものが対象となる。対象は、主体が何かの目的を果たすために行為するうえで、必要となるものという点で、主体と対象は深い関係性が認められる。例えば、1の例では、「祠官」がその職務を果たすために「祠壇」が必要であるし、2の例では、「秦」が戦争を行うために

は、「甲」が必要である。また、対象は、1「祠壇」、2「甲」、3「諸侯」、4「車」、5「五万人の食事」、6「礼儀」のように、単体ではなく、いくつかの個の組み合わせにより、全体を形成するという特徴が、いずれの例にも認められる。例えば、「祠壇」は、いくつかの部分を組み合わせて統合して、全体が完成するし、「甲」も、この場合、複数の武具である。7の「礼儀」も、「礼」と「儀」に分かれ、さらにそれぞれの「礼」「儀」が、いくつかの法から成り立っている。すなわち、これら、主体にとって、職務上の目的を果たすために必要な対象を、個を組み合わせてながらその全体を形成していくことが、「具」という行為の意味ということになろう。なお、『史記』には、有情物を対象とする、「引き連れる」という意味の「具」は見られない。

『史記』の「具」の意味は、本邦の『古事記』『日本書紀』に見られる「具」の意味と同じであると考えられる。次に、『史記』の、自動詞の「具」の例を挙げ、意味を確認する。

9 弟外壬立。是為帝外壬、仲丁書闕不具。(一一 一二七頁3行目)

10 其功大者其樂備、其治辦者其禮具。(四 五一頁1行目)

11 車星角、若益衆、及不具、無處車馬。(四 一五一頁3行目)

12 中有三柱、柱不具兵起。(四 一五二頁3行目)

13 令既具未布、恐民之不信已。(列伝一 二〇六頁1行目 商君列伝第八)

14 此一物不具、君固不出。(列伝一 二二八頁3行目 商君列伝第八)

15 革抉・跋芮、無不畢具。(列伝一 二四七頁4行目 蘓秦列伝第九)

16 駟衍之術、迂大而閎辯、爽也文具難施。(列伝二 十五頁2行目 孟子荀卿列伝第十四)

9の「具」の主体は、「仲丁書」である。「不具」とは、仲丁に関する書が欠けて揃っていないという内容を表わす。ここでの「具」の意味は、「揃う」という意味である。10の「具」の主体は、「禮」である。「揃う」という意味である。11の「具」の主体は、「車星角」である。「揃う」という意味である。12の「具」の主体は、「三柱星」である。意味は、「揃う」である。13の「具」の主体は、「法

令」である。ここでの「具」の意味も、「揃う」という意味である。14の「具」の主体は、「警備」である。ここでの「具」の意味も、「揃う」という意味である。15の「具」の主体は、「ひじ当てや盾のひも」である。ここでの「具」の意味も、「揃う」という意味である。主体は、ここでは具体的事物や抽象的概念である。主体の特徴は、個が集まって、一つの完成品となるものである。例えば、「書」は全ての巻が集まって一つの「仲丁書」として完成するし、「礼」も全ての礼法が集まって、「礼」として完成するものである。「星角」もすべてが集まって、一つの星として完成するのである。自動詞の「具」は、個が集まって全体として完成している状態であることを意味する。

三十一—二 『漢書』の「具」

まず、他動詞の「具」の例を挙げる。テキストは、『和刻本正史』所収の本文による。

- 1 皇后親桑以奉祭服、其具礼儀。(卷四 文帝 十三年 58頁上左6行目)
- 2 其與丞相、列侯、中二千石礼官。具礼儀奏。(卷五 景帝 元年 61頁上左10行目)

- 3 今郡国二千石或擅為苛禁、禁民嫁娶不得具酒食相賀召。(卷八 宣帝 五 鳳二年 88頁下4行目)
- 4 而民多貧、盜賊不止、其咎安在。上計簿、具文而已。(卷八 宣帝 黃龍元年 和刻本 90頁上左6行目)
- 5 其令大官田日殺、所具各減半。(卷九 元帝 初元五年 和刻本 92頁上右2行目)
- 6 或曰不能具礼。礼以養人為本如有過差是過而養人也(志 卷二十二 礼樂志第二 256頁上右11行目) 324
- 7 其誹謗罵詛者又先斷古故謂之具五刑。(志 卷二十三 刑法志第三 272頁下左5行目)
- 8 廼待我而具五也。廼立黑帝祠名曰北時。(志 卷二十五 郊祀志第五上 297頁下右6行目)

1の「具」の主体は、「帝の家臣たち」で、対象は「礼儀」である。「具」の意味は、「揃える」である。耕桑の礼制を揃えるのである。ただし、ここで、対象の礼制は、具体的事物ではないので、揃えるといっても、何かの部品を具体的に揃えて、全体として完全にするという意味ではない。抽象的な制度の部分部分を整え、揃え、完全な制度にしていこうという意味である。対象が抽象的であるためにこのように、「整えて完全にする」というような

意味になるが、対象が具体的事物の「具」の意味、すなわち「揃える」という意味と同じと考えてよいであろう。2の「具」の主体は、「丞相、列侯、中二千石官」で、対象は「礼儀」である。「具」の意味は、「揃える」である。丞相、列侯、中二千石礼官は、礼儀を準備し整えて、皇帝に奏上するのである。3の「具」の主体は、民衆で、対象は「酒食」である。「具」の意味は、「揃える」である。嫁を迎え入れるために酒食を準備し整え互いに祝福しあうのである。4の主体は「役人」で、対象は「文」である。役人が、文簿を準備し整えるのみで、不正を取り締まろうとしないのである。「具」の意味は、「揃える」である。5の「具」の主体は役人で、対象は饌である。「具」の意味は、「揃える」である。天帝への料理を半減させるというのである。6の「具」の主体は成帝で、対象は礼である。「具」の意味は、「準備し整える」である。礼を揃えることは不可能であると人が言うという内容である。7の「具」の主体は漢の刑法で、対象は五刑である。「具」の意味は、「揃える」である。漢が興った当初の三族や誹謗の刑法は、五刑を揃えていたという内容である。8の「具」の主体は漢の高祖で、対象は五帝の祠である。「具」の意味は、「揃える」である。秦の時代は四帝しか祀つて

いなかったが、漢の高祖は、これでは不十分であるとし、黒帝を加えて五帝を祀つたという内容である。

以上見てきたように、『漢書』に見られる、他動詞の「具」も、全て「揃える」という意味として解される。これは、中国文献『史記』に見られる、他動詞「具」の意味と同じである。また、本邦の『古事記』『日本書紀』に見られる、他動詞の「具」の意味とも同じである。

このように見てくると、中国の歴史書に見られる、他動詞「具」と、本邦の歴史書に見られる、他動詞「具」は、同じ意味であると判断できる。このことから、本邦の上代漢文で使われた「具」は、『日本書記』のような正格漢文に基づく文体であれ、『古事記』のような和化漢文であれ、いずれも、中国における「具」の意味に沿った使われ方がなされているということが出来る。

次に、自動詞の「具」の例について検討する。和刻本では、これらの「具」は、「ソナハル」と読んだものと考えられる。

- 9 至太平而大備周監於二代礼文¹具²事為之制。曲為之防。(志 卷二十二 礼楽志第二 255頁上右4行目) 321
- 10 威儀既盛美矣然德化未流洽者。礼楽未具。(志 卷

二十二 礼楽志第二 256頁下右10行目) 327

11 周詩既備而其器用張陳周官具焉(志 卷二十二 礼
樂志第二 257頁上左4行目)

12 戎馬車徒。干戈素具。春振旅以搜夏拔舍以苗秋治兵
以彌冬大閱以狩。(志 卷二十三 刑法志第三 267頁上
左12行目)

13 中有三柱。柱不具兵起。(志 卷二十六 天文志第六
315頁上左8行目)

14 成帝永始元年二月河南街柳樹生支如人頭、眉目須
皆具亡髮耳(志 卷二十七中下 五行志第七中下 353
頁上右5行目)

15 於是上使使掩捕梁王囚之雒陽。有司治反形已具。(列
伝 卷三十四 韓彭英充盧吳傳第四 458頁下左11行目)

16 且高皇帝與蕭何定天下、法令既明具。(列伝 第
三十九 蕭阿曹參傳第九 495上左7行目)

9の「具」の主体は礼制である。周は、夏・周二代に
くらべて礼や文物が揃っているという内容である。ここ
での「具」は、「揃う」という意味である。10の「具」の
主体は礼樂である。世祖の徳が浸透しなかったのは、礼
樂がまだ完備していなかったからだという内容である。

ここでの「具」も、「揃う」という意味である。11の「具」
の主体は諸役人の職掌である。周の時代、器物が整備され、
諸役人の職掌が揃ったという内容である。ここでの「具」
も、「揃う」という意味である。12の「具」の主体は戎馬
車徒である。周が天下を平定した後、戎馬車徒が揃えら
れたという内容である。ここでの「具」も、「揃う」とい
う意味である。13の「具」の主体は三本の柱である。三
本の柱がみな揃わなければ、兵乱が起きるという内容で
ある。ここでの「具」も、「揃う」という意味である。14
の「具」の主体は眉目である。柳樹の枝が、眉目が揃っ
た人間の顔のようであるという内容で、ここでの「具」も、
「揃う」という意味である。15の「具」の主体は反形、す
なわち謀反の証拠である。幽閉した梁王を取り調べたと
ころ、謀反の証拠がすでに、揃っていたという内容である。
ここでの「具」も、「揃う」という意味である。

16の「具」の主体は法令である。恵帝が参に、なぜ政
務に励まないのかと尋ねたところ、先帝と蕭阿によって、
法令はすべて揃っているのです、それを遵守することだけ
を考えればよいと答えたという内容である。ここでの「具」
も、「揃う」という意味である。

このように、「漢書」の自動詞の「具」は、すべて「揃

う」の意味であると考えられる。

三十二 詩文の「具」―『文選』―

次に、中国の詩文における「具」の、意味をみておきたい。ここでは、早くから日本の詩文に影響を与え、日本現在書目にも掲載される、『文選』について、検討する。自動詞の例は、次のようである。

- 1 於是觀礼、礼畢義具。(上 東京賦 19頁4行目)
- 2 礼事展、樂物具、王夏闕、騶虞奏、決拾既次、彫弓斯歿、達余萌於暮春。昭誠心以遠喻、進明德而崇業、滌饜餐之貪欲。(上 東京賦 20頁18行目)
- 3 盛徳大業至矣哉。此一役也。而二美具焉(上 籍田賦 49頁2行目)
- 4 愴乎自持。芍薬之和具。(上 子虚賦 50頁17行目)
- 5 夔襄比律。子野協呂。十二畢具。(上 長笛賦 122頁11行目)
- 6 有方之士、羨門高谿、上成鬱林、公樂聚穀、進純犧、樽琬室、醮諸神、礼太一、伝祝已具。言辞已畢、王乃乘玉輿、駟蒼螭、垂旋旌、旆合諧。(中 高唐賦 2頁13行目)

7 国容抵令而動、軍政象物而具。(下 三月三日曲水詩序 68頁5行目)

8 功深疑淺。両造未具。(下 卷二十九 馬〇督誅 146頁17行目)

1の「具」の主体は、「義」で、「義具」とは、「義が全て揃って完全である」という内容である。2の主体は、「樂物」で、「樂物具」とは、「樂器一式が全て揃って完全である」という内容である。3の「具」の主体は、「二美」で、「二美具」とは、「国政が安定することと孝の道が遂げられることが、全て揃って、完全である」という内容である。4の「具」の主体は、「芍薬之和」で、「芍薬之和具」とは「芍薬の味がなじみ、全て揃い完全である」という内容である。5の「具」の主体は、「十二律」で、「笛に十二の律がすべて揃っている」という内容である。6の「具」の主体は、「伝祝」である。「伝祝」とは、神職が伝える神の言葉のことで、それが「すべて揃って、述べ尽くされる」という内容である。7の「具」の主体は、「軍政」である。「軍政」とは、ここでは武官をさす。「武官が、すべて揃って配置される」という内容である。8の「具」の主体は両造である。「馬敦は、功績は

大きく疑われるところは少なく、罪を立証する証拠も揃っていないが、些細なことで罰せられ憤死してしまつた」という内容である。以上に掲げた全ての「具」の意味は、「揃う」である。

また、次の9のように、『国訳漢文大成』では「具す」と読み、『新釈漢文大系』では「ソナフ」と読む例や、10のように『国訳漢文大成』、『新釈漢文大系』ともに「具す」と読む例もある。

- 9 蓋所能言者、具於此云爾。(上 文賦 115頁4行目)
10 属美謝繁翰、遥懷具短札。(上 贈王太常 58頁16行目)

9の「具於此」の「具」は、自動詞と考えられ、主体は「所能言者」で、「表現できる限りの言葉」である。「表現できる限りの言葉が、『此』、すなわちこの詩に全て揃って表現し尽くされている」という内容である。ここでの「具」は、「揃う」であり、先に挙げた自動詞1～8の「具」の意味と同じだと考えられる。10の「遥懷具短札」の「具」も、自動詞と考えられ、主体は「遥懷」である。「はるかな思いが、この短い詩に全て揃って表現し尽くされている」という内容になる。したがって、ここでの「具」も、「揃う」ということになり、先に挙げた自動詞1～8の「具」の意味と同じと考えられる。

また、他動詞の「具」の例は、次のようである。

- 11 玄輅既駕、輕裘斯御、乃命有司、礼儀是具、審量日力、詳度費務、鳩經始之黎民、輯農功之暇豫、因東師之獻捷、就海孽之賄賂、立景福之秘殿、備皇居之制度。(上 景福殿賦 79頁4行目)

- 12 此山具鸞鶴。往来尽仙靈。(中 從冠軍建平王登廬山香鑪峯 30頁10行目)
13 得與故人揮、恨不具雞黍。(中 贈張除州讓 61頁10行目)

- 14 山雲備脚靄、池卉具靈變。(中 顏特進侍宴延之 119頁18行目)
15 李斯相也、具於五刑。(中 報任小卿書 53頁9行目)
16 漢書其事、具文見意。(中 春秋左氏伝序 64頁1行目)

- 17 加以二王于邁。出餞戒告。有詔掌故、爰命司歷、獻洛飲之礼、具上已之儀。(中 三月三日曲水詩序 68頁9行目)

18 大將軍揚州牧綠綬。具九錫服命之礼。(下 卷三十
行狀 齊竟陵文宣王行狀 165頁14行目)

11の「具」の主体は「有司」で、対象は「礼儀」である。「役人が礼儀を揃える」という内容である。ここでの「礼儀」とは、「礼儀に叶った具体的な事物や会場の設え」を指す。12の「具」の主体は、「此山」で、対象は「鸞鶴」である。「この廬山は、仙人が乗る鸞や鶴を揃えている」という内容であり、「具」の意味は「揃える」である。13の「具」の主体は作者で、対象は「雞黍」である。「旧友が久しぶりに拙宅訪れてきてくれたのに、留守をしていて、鶏や黍を揃えて、酒杯を酌み交わすことができなかつたことが残念である」という内容である。ここでの「具」の意味は、「揃える」である。14の「具」の主体は池卉で、対象は靈変である。「池の草は、靈変を揃えている」という内容である。ここでの「具」は、「揃える」という意味である。15の「具」の主体は李斯で、対象は五刑である。「李斯は相でありながら、五つの刑に処せられた」という内容である。「具於五刑」とは、五刑をすべて揃えているというのが本来の意味で、ここから、五刑に処せられるという意味に解せられる。よって、ここでの「具」も、

「揃える」という意味である。16の「具」の主体は左氏伝の作者で、対象は「文」である。この伝を記すにあたり、「作者は、事実をありのままに書し、文を揃え整え、異を顕わにした」という内容である。ここでの「具」の意味は、「揃える」である。17の「具」の主体は司歴で、対象は上巳之儀である。「江夏王と衝陽王は、掌故に命じて、また、司歴に命じて、三月三日の上巳の儀を揃えている」という内容である。ここでの「具」の意味は、「揃える」である。18の「具」の主体は、帝で、対象は九錫服命之礼である。帝は、亡くなった蕭子良(文宣王)に対して、九錫服命の礼を揃えたというのである。ここでの「具」の意味も、「揃える」である。

おわりに

上代の『古事記』『日本書紀』で、いずれも「具」は「揃える」という意味の他動詞で使われている。『古事記』は所謂和化漢文とされ、正格漢文に近い『日本書紀』とは、文体を異にするのであるが、「具」の用字法には、両文献の間に用字の差異は認められない。また、上代の古文書の「具」も、「揃える」という意味で使われている。このように、上代において、「具」は、「揃える」という意味

の他動詞を表していたと考えられる。

中古になっても「具」は、「揃える」という意味で使われる。漢語サ変動詞「具足す」が、古文書において、「十分に備える」という意味で多く使用されるようになる。和語動詞「具」と、漢語サ変動詞「具足す」は、類義関係にある。「具」は、先に述べたように、前代に引き続き「揃える」という意味を表すのであるが、これらの「具」は、前代と意味が変わっていないことから、恐らくは、「ソナフ」と和語動詞で読んだものと考えられる。

時代が下って、中古後期の十一世紀になると。「具」に、「相具」の形が現れ、有情物を対象に取るものは「引き連れる」の意味になり、具体的事物を対象に取るものは「揃える」の意味になる。なお、この、「相具」は、「アヒグス」のように、漢語サ変動詞を表したと考えられる。従来の「具」とは意味用法を異にする、別語の「具」、すなわち「具す」が現れたことになる。この「具す」に連動するように、「具足す」も、12世紀になると、接頭語「相」を付した「相具足す」が使われるようになり、「十分に備える」の意味のほかに、人を対象とした「いっしょに引き連れる」の意味が現れる。また、有情物を対象に取らない「取具」も使われるようになる。

なぜ、「具す」が生まれたのか、いつ生まれたのかについては、定かではない。さらには、「具」に、なぜ「相」が付されるのかという点も、不明である。「具す」という語の成立については、「相ひ具す」に先行して使われていた類義語「具足す」との関連も考えられるし、訓点資料における「具」の読みの影響も考えられる。「具す」には、自動詞も存することから、「具す」の成立に、中国の「具」との関連は看過できないであろう。そうだとすれば、やはり、訓点資料の影響ということにならうか。これらすべて、今後の課題である。

一方、日本での漢字使用に影響を与えたと考えられる中国文献を対象に、「具」の意味を調べたところ、いずれの文献にも、他動詞「具」と自動詞「具」が存し、他動詞は「揃える」、自動詞は「揃う」という意味を表していた。

このように、中国文献の「具」と、上代の日本文献「具」の意味は、同じであると考えられる。ただ、日本文献では、上代、中古を通じて、自動詞の「具」が見られないことが、大きな違いである。なぜ、自動詞「具」を、本邦では積極的に取り入れなかったのであろうか。考えてみなければならぬ問題であるが、これも、今後の課題である。

日本では、当初、「具」を他動詞として取り入れ、中国

文献と同じ「具」の意味で使っていたのであるが、平安時代後期になると、日本では、「引き連れる」という意味を表す他動詞「具す」を新たに作り出し、基本的には「具」単独字ではなく、「相具」「取具」の形で使ったとみられる。「具す」は、従来の「具」に対して、新たな表現価値が加わったとみられるがこの点の詳細な検討については、今後の課題としたい。

〔注〕

- (1) 『古事記』を対象とした漢字の用字法に関する主な研究に以下のものがある。
- 河野六郎『古事記大成3 言語文字篇』（平凡社 一九五七年十二月）小林芳規「古事記の用字法と訓読の方法―訓注よりの考察―」（『文学』第三十九号 一九七一年十一月）、小林芳規「古事記訓読表」（『文学』第47号―8月11月 一九七九年八月、十一月）、刀田絵美子「古事記」における「有」「在」「坐」「居」の用法について」（『広島大学大学院教育学研究科紀要』57号 二〇〇八年十二月）、川本 中一八丁表2行目）
- (3) 『天漢和辞典』（諸橋轍次著 大修館書店）には、「具」の意味として、動詞としては、「そなへる そなはる たりる たす もつ そろふ つらねる」等 を載せ、副詞としては

「ともに みな つぶさに」等 を載せる。他に、名詞として、「そなへ うつは はたらき ちから」等 を載せる。

- (4) 小林芳規著『古事記』（日本思想大系1 昭和57年 青木和夫他校注 岩波書店「古事記訓読について」 657頁3行目）
- (5) 小林芳規著「古事記訓読表」（『文学』第47号―8月11月 一九七九年八月、十一月）
- (6) 築島裕著 汲古書院 二〇〇七年
- (7) 『古事記 祝詞』（『日本古典文学大系』 倉野憲司他校注 岩波書店 昭和33年）
- (8) 『日本書紀』（『新編日本古典文学全集』 小島憲之他校注 小学館 平成6年）
- (9) 『万葉集大成 總索引單語篇』（平凡社 昭和28年）による検索。
- (10) 『風土記』（『日本古典文学大系』（岩波書店 秋本吉郎校注 昭和63年）
- (11) <http://www.wap.hiu.tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller> による検索。
- (12) 青木毅『今昔物語集』における「アヒクス（相具）」の文体的性格について 国文学攷（広島大学国語国文学会）194 広島大学国語国文学会 二〇〇七年
- (13) 『新釈漢文大系』（明治書院 昭和48年）
- (14) 『和刻本正史3』（古典研究会 汲古書院 昭和48年）